

石垣市小災害り災者見舞金支給制度について

■趣 旨

火災や台風等により被災された方に対し、「石垣市小災害り災者見舞金支給要綱」に基づき、見舞金の支給を行い、被災者の保護救済及び自立更生を支援します。

■災害の範囲

災害の規模が「災害救助法(昭和22年法律第118号)」の適用を受けない災害、風水害等予測できない天災地変等による災難事故をいいます。

■見舞金の種類、対象及び支給額

○災害により死亡した方の遺族に対する弔慰金の支給

弔慰金は、災害により死亡した方(死亡者の故意又は重大な過失によって死亡した場合は除く。)について、死亡した方の遺族に対して支給します。

弔慰金 死亡者1人につき 10万円

○災害により負傷した方に対する見舞金の支給

災害により負傷した方(1ヶ月以上の治療期間を要する負傷)に対し、見舞金を支給します。

見舞金 負傷者1人につき 3万円

○災害により住家に被害を受けた世帯に対する見舞金の支給

災害により住家に被害(全・半壊、全・半焼、床上浸水)を受けた世帯に対して見舞金を支給します。

見舞金 住家の被害については、り災世帯の構成により下表の範囲とします。

	全壊・全焼・流出	半壊・半焼	床上浸水
1人世帯	5万円	2.5万円	1万円
2人～5人世帯	10万円	5万円	2万円
6人以上1人増ごとに加算する額	6千円	3千円	3千円

■見舞金支給の申請手続き

まずは、石垣市市民保健部市民生活課までお問合せ下さい。(電話:0980-82-1253)

見舞金の支給申請手続きは、次の書類を添えて石垣市役所市民生活課へ提出していただきます。

1. 見舞金支給申請書(第1号様式)
2. 小災害証明書(第2号様式)

■請求窓口・お問い合わせ

〒907-8501石垣市美崎町14番地 石垣市市民保健部市民生活課

電 話 : 0980-82-1253 ファックス : 0980-83-9255

メール : shimin@city.ishigaki.okinawa.jp